

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項
に基づく命令違反に係る過料決定について（その 3）

香川県では、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 30 日までの間、まん延防止等重点措置として、重点措置区域である高松市に所在する飲食店に対し、午後 8 時までの営業時間の短縮等の要請を行い、要請に応じなかった飲食事業者に対し、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づく命令（行政処分）を行いました。

この命令に従わなかった飲食事業者については、同年 10 月 11 日、同法第 80 条第 1 号に基づき 20 万円以下の過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しました。

このうち下記のとおり、結果が判明しましたのでお知らせします。

記

- 1 裁判所への通知日
令和 3 年 10 月 11 日（月曜日）
- 2 裁判所への通知店舗数
命令違反が確認された 13 店舗
- 3 今回裁判所より決定の通知があったもの
同法第 80 条第 1 号に基づく 20 万円以下の過料に決定 5 店舗
- 4 その他

店舗名や過料の額など決定の詳細は、法令の規定等により非公表としています。

なお、既に通知のあった 8 店舗は、令和 4 年 2 月 25 日及び令和 4 年 3 月 2 日に公表済です（今回の過料決定により、令和 3 年 10 月 11 日付けの各地方裁判所への通知分（13 店舗）全てについて、過料の決定がなされました）。

（参考：これまでの過料事件通知等）

令和 3 年 10 月 11 日通知 13 店舗（今回発表）

令和 4 年 4 月 25 日通知 22 店舗